団体名	業種名	事業名	施設名
綾川町	病院事業	_	

実施状況

抜本的な改革の取組							
事業廃止	民営化・	地方独立 行政法人	広域化等		民間活用		現行の経営
于木洗工	民間譲渡	への移行	/A-74 U 17	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
							•

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

現行の経営体制・手法で、健全な事業運営が実施できているため。 今後の経営については、現在の経営形態を維持した上で、職員の意識改革を進めながら、収に、病院と町が一体となって取り組んでいく。	入増加対策や経費削減対策

団体名	業種名	事業名	施設名
綾川町	下水道事業	特定環境保全公共下水道	

実施状況

抜本的な改革の取組						
民営化	地方独立	広域化等		民間活用		現行の経営
民間讓渡	への移行	124-24 10 4T	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
		•				
	民営化・ 民間譲渡	民営化・ 地方独立 一	民営化 地方独立 日間譲渡 行政法人 広域化等	民営化・ 地方独立 広域化等 指定管理者	民営化・	民営化・ 地方独立 「行政法人」」 民間活用 民間譲渡 0.8345 指定管理者 包括的 PPP/PFI方式

抜本的な改革の取組状況

取組事項	(下水道事)	業)広域化等	
	(実施類型)	(取組の概要)	(実施(予定)時期)
実施済	汚水処理施設の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	処理場廃止あり 処理場廃止なし		
			_ 年 月 日
	公共下水・流域下 公共下水同士 水の統合 の統合	集落排水・公共下水と 特環下水と公共下 の統合 水との統合	その他
	汚泥処理の 維持管理・事務	最適な汚水処理施設	
実施予定	共同化の共同化	の選択(最適化)	
	(取組の効果額)		
	百万円(年)		
	(取組の概要)	(検討状況・課題)	
検討中 ●	令和2年6月1日、県と県内市町を構成とする「香川県汚水処理事業効率化協議会」が設置されている。以前から、勉強会・分科会等に参画し、各施策について協議している。	令和4年度末には、県が「香川県計画」を策定しており、実施へ向り	法汚水処理事業広域化・共同化けた取り組みを進めている。
検討中●■	理事業効率化協議会」が設置 されている。以前から、勉強会・ 分科会等に参画し、各施策に	令和4年度末には、県が「香川県計画」を策定しており、実施へ向け	汚水処理事業広域化・共同化 けた取り組みを進めている。

団体名	業種名	事業名	施設名
綾川町	下水道事業	農業集落排水施設	

実施状況

抜本的な改革の取組						
民営化・	地方独立	広域化等		民間活用		現行の経営
民間譲渡	への移行	127-94 ID 17	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
ļ						•
	民営化• 民間譲渡	民営化 地方独立 行政法人	民営化・ 地方独立 日間論法 行政法人 広域化等	民営化・ 地方独立	民営化・ 民間譲渡 地方独立 行政法人 方の移行 民間活用 広域化等 指定管理者 民間活用 包括的	民営化・ 地方独立 民間活用 民間譲渡 の発生 指定管理者 包括的 PPP/PFI方式

現行の経営体制・手法を継続する理由、今後の方向性

| ◆和0年度に見済動併機相と禁令| ◆和5年度にて北洋東楽市領計画と禁令

抜本的な改革に取り組まず、現行の経営体制・手法を継続する理由及び現在の経営状況・経営戦略等における中長期的な将来見通しを踏まえた、今後の経営改革の方向性

適	和2年度に最適整備構造を束定、予約3年度に下水道事業再編計画を束定。 正な維持管理に努めつつ、全ての施設の耐用年数が経過する令和29年度(2047年度)以降、適切な時期に個別処理 合併処理浄化槽)への転換を図る。

団体名	業種名	事業名	施設名
綾川町	介護サービス事業	介護老人保健施設	介護老人保健施設あやがわ

実施状況

	抜本的な改革の取組						
事業廃止	民営化・	地方独立 行政法人	広域化等		民間活用		現行の経営
于 未况止	民間譲渡	への移行	144 10 T	指定管理者 制度	包括的 民間委託	PPP/PFI方式 の活用	体制を継続
				•			

抜本的な改革の取組状況

取組事項	民間活用(指定	民間活用(指定管理者制度)				
	(取組の概要)	(方式)	(実施(予定)時期)			
実施済 ●	取組のきっかけ:毎年度人件費 等が上昇し、直営での経営の 継続は不可能だと判断した。答	代行制利用料金制	令和			
	継続は不可能だと判断した。答申により、指定管理者制度を進めることとなった。	•	4 4 1			
実施予定	概要: 令和4年4月1日から、公 益社団法人地域医療振興協会 が当施設の指定管理者とな る。		年月日			
	(取組の効果額)	(取組の効果額内訳)				
	32 百万円(年)	内 訳(万円) 人件費 年△3,200				
検討中	(取組の概要)	(検討状況・課題)				